

北吸江防災会規約

(名称・組織)

第1条 この自主防災組織の名称は、北吸江防災会（以下「防災会」と略す）と称する。
防災会の組織は北吸江公民館に属する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する地域の普及に関すること
- ② 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、給食・給水に関すること
- ③ 防災訓練の実施に関すること
- ④ 防災資機材の備蓄に関すること

(役員)

第4条 防災会には次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 班長・副班長 | 若干名 |

第5条 役員の内任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けた時はその職務を行う。
- 5 会計監査は、会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回北吸江公民館の定例総会に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めた時、招集する。

- 4 会長は会議の長となり、議長を任命する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - ① 防災組織の編成及び任務分担に関する事
 - ② 防災知識の普及に関する事
 - ③ 防災組織の実施に関する事
 - ④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救援、避難誘導及び炊き出しに関する事
 - ⑤ その他必要とする事項

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用は、会費その他の収入をもって充てる。

第10条 防災会の会費は、議会の議決を経て、別に定める。

第11条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(監査)

第12条 防災会の監査は、毎年1回会計監査が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 会計監査は監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この会則に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付則)

この会則は平成19年3月1日から実施する。